

平成二十八年経済産業省令第百三号

ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に
基づき特定ガス導管事業者が定める託送供
給約款において定めるべき事項等に関する
省令

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第
七十六条第一項本文、第七十七条第一項の規定に
基づき、並びに第四十八条第一項本文、第七十六
条第一項本文及び第七十七条第一項の規定を実施
するため、ガス事業法第七十六条第一項本文の規
定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給
約款において定めるべき事項等に関する省令を次
のように定める。

（用語の意義）

第一条 この省令において使用する用語は、ガス
事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下
「法」という。）及びガス事業法第七十六条第一
項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定
める託送供給約款で設定する託送供給約款料金
の算定に関する省令（平成二十八年経済産業省
令第九十八号。以下「算定省令」という。）に
おいて使用する用語の例による。

（託送供給約款において定めるべき事項）

第二条 法第七十六条第一項本文に規定する特定
ガス導管事業者（以下単に「特定ガス導管事業
者」という。）は、同項の規定に基づき定める
託送供給約款においては、次に掲げる事項（連
結託送供給にあつては、第二号に掲げる事項を
除く。）を定めなければならない。

- 一 適用範囲
- 二 料金
- 三 導管、ガスメーターその他の設備に関する
費用の負担に関する事項
- 四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方
が負担すべきものがある場合にあっては、そ
の内容
- 五 ガスの受入量及び供給量の計測方法並びに
料金その他の供給の相手方が負担すべきもの
の徴収の方法
- 六 託送供給を行うことができるガスの熱量等
の範囲、組成その他のガスの受入条件に関す
る事項
- 七 託送供給に附帯する業務に関する事項
- 八 導管、ガスメーターその他の設備に関する
特定ガス導管事業者及び供給の相手方の保安
上の責任に関する事項
- 九 ガスの受入れ及び供給の制限又は停止並び
にこれらの解除に関する事項

- 十 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び
解除に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、供給条件又
は特定ガス導管事業者及び供給の相手方の責
任に関する事項がある場合にあっては、その
内容
- 十二 有効期間を定める場合にあっては、その
期間
- 十三 導管の位置を明示した地形図の閲覧場所
十四 実施期日

（託送供給約款の届出等）

第三条 法第七十六条第一項本文の規定による託
送供給約款の届出をしようとする特定ガス導管
事業者は、その実施の日の十日前までに、様式
第一の託送供給約款届出書に当該託送供給約款
及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に
提出しなければならない。

- 一 算定省令様式第一、様式第二、様式第三、
様式第四、様式第五第一表、第二表及び第二
表補足並びに様式第六の書類
- 二 算定省令第十条第一項に規定する特定ガス
導管事業者にあつては、算定省令様式第五第
三表、第四表及び第四表補足並びに第五表及
び第五表補足の書類
- 三 算定省令第十六条の規定により算定省令第
九条及び第十一条から第十四条までの規定と
は異なる料金の算定方法を定める特定ガス導
管事業者にあつては、算定省令様式第七の書
類

四 供給の相手方の負担となるものの金額の算
出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する
説明書

2 経済産業大臣は、前項第三号に掲げる書類を
公表しなければならない。
（託送供給約款の公表）

第四条 法第七十六条第五項の規定による託送供
給約款の公表は、その実施の日の十日前から、
営業所及び事務所に添え置くとともに、イン
ターネットを利用することにより、これを行わ
なければならない。ただし、インターネットを
利用することが著しく困難な場合には、イン
ターネットを利用することを要しない。

（託送供給条件の届出等）

第五条 法第七十七条第一項の規定による託送供
給に係る料金その他の供給条件（以下「託送供
給条件」という。）の届出をしようとする承認
特定ガス導管事業者は、その実施の日の十日前

までに、様式第二の託送供給条件届出書に当該
託送供給条件に関する説明書を添えて提出しな
ければならない。

第六条 ガスを供給する事業を営む他の者にガス
を供給しようとする承認特定ガス導管事業者
（前条に該当する者を除く。）は、その実施の日
の十日前までに、様式第二表を経済産業大
臣に提出しなければならない。

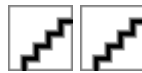
附則

（施行期日）
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正
する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。
以下「改正法」という。）附則第一条第五号の
施行の日（平成二十九年四月一日）から施行す
る。ただし、次条から附則第四条までの規定
は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 改正法第五条の規定による改正後のガス
事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下こ
の条及び次条において「新ガス事業法」とい
う。）第七十六条第一項本文の規定による託送
供給約款（平成二十九年四月一日を実施の日と
するものに限る。）の届出をしようとする者
（改正法附則第十八条第一項本文に規定する一
般ガス事業者が、電気事業法等の一部を改正す
る等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基
づく一般ガス事業者が定める託送供給約款で設
定する託送供給約款料金の算定に関する省令
（平成二十八年経済産業省令第七十八号）第四
条に規定する一般ガス導管事業者等の営業費を算
定するために、事業者間精算料金を定める必要
があるもの（以下次条及び第四条において
「対象事業者」という。）に限る。）は、平成二
十八年十月三十一日までに、同項の規定の例に
より、当該託送供給約款の届出を行うものとす
る。

2 前項の規定による届出を行った者は、平成二
十八年十月三十一日までに、新ガス事業法第七
十六条第五項の規定の例により、当該託送供給
約款を公表するものとする。

第三条 新ガス事業法第七十七条第一項の規定に
よる託送供給に係る料金その他の供給条件（平
成二十九年四月一日を実施の日とするものに限
る。以下「託送供給条件」という。）の届出を
しようとする者（対象事業者に限る。）は、平
成二十八年十月三十一日までに、同項の規定の
例により、当該託送供給条件の届出を行うもの
とする。



第四条 第六条の承認特定ガス導管事業者（平成
二十九年四月一日当該ガスの供給の実施の日と
する者であつて、対象事業者に限る。）は、平
成二十八年十月三十一日までに、同条の規定の
例により、様式第二表を提出するものとする。